

## ISSUE BRIEF

# 尖閣諸島の領有をめぐる論点

— 一日中両国の見解を中心に —

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 565(2007. 2.28.)

はじめに

### I 領土の帰属に関する国際法

- 1 先占の理論
- 2 判例における権原維持の重視
- 3 決定期日 (critical date)

### II 領土編入以前

- 1 「海上防衛区域」
- 2 「中国の台湾の付属島嶼」
- 3 琉球と中国との境界

### III 日本への領土編入

- 1 領土編入の閣議決定
- 2 下関条約との関係
- 3 編入以降の実効的支配

### IV 第二次世界大戦後の地位

- 1 戦後の領土処理
- 2 関係国の態度

おわりに

1971（昭和 46）年以降、中国政府は、尖閣諸島は明代より中国の領土であった、などとして、同諸島に対する領有権を主張している。他方、日本政府は、同諸島の領有権問題の存在自体を認めていない。

本稿は、尖閣諸島の領有権をめぐる両国の見解を比較し、検討を加えたものである。主な論点は、①1895（明治 28）年に日本の領土に編入されるまで、同諸島は無主の地であったのか、それとも中国の領土であったのか、②閣議決定による日本の領土編入は有効に行なわれたのか、③領土編入以降、日本は同諸島に対して継続的かつ平穩に主権を行使しているか、に大別される。特に、継続的かつ平穩な主権の行使の有無は、領土の帰属をめぐる過去の国際裁判においても、重視されている。

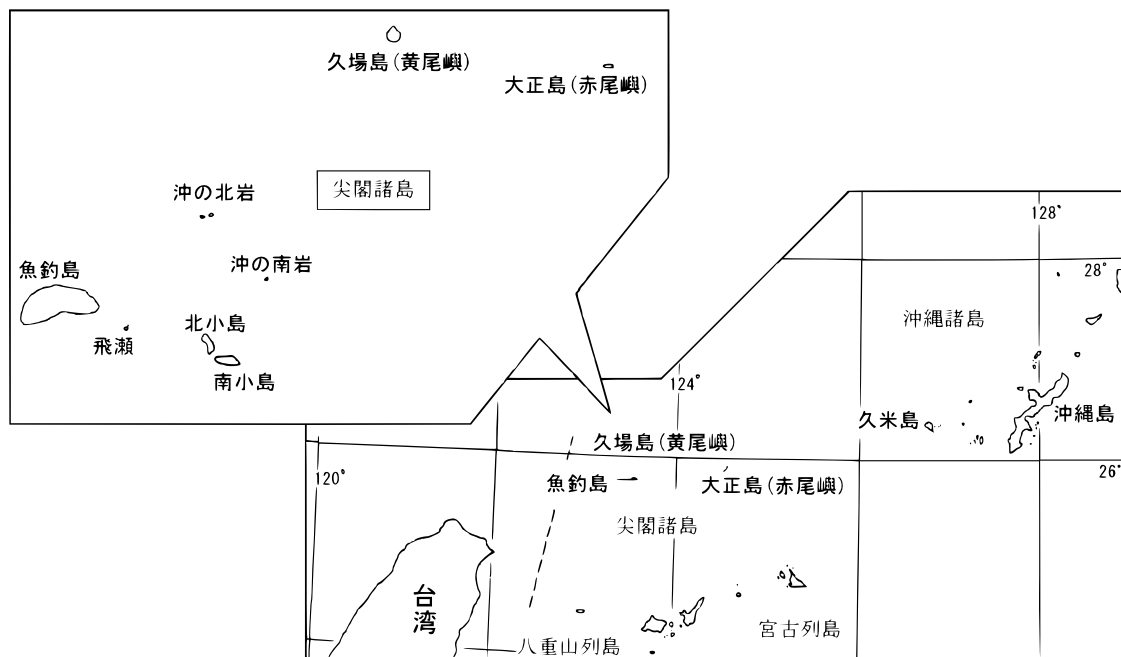
外交防衛課

はまかわ きょうこ  
(濱川 今日子)

調査と情報

第 565 号

図1 尖閣諸島周辺概略図



(出典) 外務省情報文化局『尖閣諸島について』p. 3を参考に筆者作成。

## はじめに

尖閣諸島は、魚釣島（うおつりしま）、久場島（くばじま。別称、黄尾嶼（こうびしょ）など）、大正島（別称、久米赤島、赤尾嶼（せきびしょ）など）、北小島、南小島、飛瀬、沖の北岩、沖の南岩から成る現在は無人の島嶼群である。特に見るべき資源もないと思われていたが、1968（昭和43）年の、国連アジア極東経済委員会（ECAFE）による学術調査の結果、東シナ海の大大陸棚に豊富な石油資源が埋蔵されている可能性が指摘され、にわかに注目を集めるようになった。1970年代に入ると、中国は同諸島に対する領有権を主張し始めた<sup>1</sup>。

本稿では、国際法上、領土の帰属がいかん決定されるかをふまえた上で、尖閣諸島の領有権をめぐる論点をまとめることにしたい。

## I 領土の帰属に関する国際法

ある領域は、領域権原を有する国家に帰属する。領域権原とは、国家が特定の地域について、領域主権を有効に行使することができるような原因ないし根拠となる事実をいう<sup>2</sup>。国家が領域権原を取得する方式として、伝統的に、先占、添付、割譲、併合、征服、時効が認められてきた<sup>3</sup>。これらのうち、日本政府が尖閣諸島に対する領有権の根拠としているのは、先占である。

<sup>1</sup> 「中華人民共和国政府外交部声明（1971年12月30日）」外務省情報文化局『尖閣諸島について』1972, pp.33-34. なお、台湾も独自に領有権を主張しているが、本稿では触れない。

<sup>2</sup> 杉原高嶺ほか『現代国際法講義 第3版』有斐閣, 2003, p.105.

<sup>3</sup> それぞれの定義は、小寺彰『パラダイム国際法：国際法の基本構成』有斐閣, 2004, pp.121-122 に簡単にまとめられている。

## 1 先占の理論

先占とは、国家が、無主地、すなわちいずれの国家領域にも属していない地域を、領有意思をもって実効的に占有することをいう。

領有の意思は通常、当該地域を自国領土に編入することの宣言や、他国への通告によって表示される。しかし、通説によれば、宣言や通告は、領有意思を示すための絶対的な要件ではない。具体的な国家活動や関連事実から、その意思が推定されるからである<sup>4</sup>。

実効的な占有とは、言い換えれば、領有の意思の存在を立証する具体的な国家活動である。今日では、土地の現実的使用や定住といった物理的占有までは必要とされず、支配権の確立という社会的占有で足りるとされている<sup>5</sup>。

## 2 判例における権原維持の重視

伝統的理論上は、いったん領域権原を取得すれば、即座にその他すべての国への対抗力が発生する。したがって、特定の地域について、複数の国の権原が競合することはないはずである。

しかし、現実には、権原を取得したか否かの事実自体が不明確であるゆえに、紛争が発生することがある。そのような場合、各当事国は、それぞれ異なる証拠を用いて、自国が権原を取得したことを主張するので、一方が絶対的な権原を有し、他方はそれを有さないというような、伝統的理論に基づく全か無かの判断は難しい。

そこで、パルマス島事件常設仲裁裁判所判決（1928 年）<sup>6</sup>では、先占、時効などの伝統的領域権原に依拠せず、「領域主権の継続的かつ平穏な行使（the continuous and peaceful display of territorial sovereignty）は、権原として十分に有効である」として、いったん獲得された権原が維持されているか否かを帰属決定の判断要素とした<sup>7</sup>。いずれの当事国が、より効果的に係争地域を支配してきたかが、相対的に判断されたということもできよう。

このような法理は、パルマス島事件以降の領土紛争に関する判例でも踏襲された。なお、継続的な「現実の支配」に対する、他国、特に他方の係争国が与える承認や黙認は、その平穏性を示すことから、極めて重要なものと評価される<sup>8</sup>。

## 3 決定的期日（critical date）

紛争が発生した、あるいは領域権原が確立した時点を、決定的期日（critical date）」という。国際法は、決定的期日以前の事実や国家行為のみに、証拠能力を認めている。決定的期日の認定方法は一様ではなく、最終的には裁判所の判断に委ねられる。当事国が異なる決定的期日を主張し、裁判所がこれを特に認定しなかったケースもある<sup>9</sup>。

<sup>4</sup> 杉原 前掲書, p.106.

<sup>5</sup> 古谷修一「国際法における領土・国境」『ユーラシア研究』34号, 2006.5, p.34.

<sup>6</sup> フィリピンとミンダナオ島沖に位置するパルマス島の領有権をめぐる、アメリカ合衆国とオランダとの間で争われた事件（*Reports of International Arbitral Awards*. vol.2, [1948], pp.829-871.）。

<sup>7</sup> *ibid*, p.839.

<sup>8</sup> 小寺彰「パラダイム国際法（第10回）陸地と大陸棚の帰属」『法学教室』No.256, 2002.1, p.132.

<sup>9</sup> 例えば、マンキエ・エクレオ諸島事件国際司法裁判所判決（*International Court of Justice, Reports of Judgments, Advisory Opinions and Orders*. 1953, pp.47-109.）。

## II 領土編入以前

中国は、「はやくも明代に、これらの島嶼はすでに中国の海上防衛区域のなかに含まれており、それは…中国の台湾の付属島嶼であった。中国と琉球とのこの地区における境界線は、赤尾嶼と久米島とのあいだにある」と主張する<sup>10</sup>。以下では、尖閣諸島が歴史的に中国の領土であったことの根拠とされる文献を挙げ、その妥当性を検討したい。

### 1 「海上防衛区域」

1560年代、華中・華南地方沿岸を中心に倭寇が猛威をふるい、明朝に対する重大な脅威となっていた<sup>11</sup>。このため、海上防衛区域が設定されていたようであり、中国は、当該区域に尖閣諸島が含まれていたという。

その根拠としてよく挙げられるのが『籌海図編（ちゅうかいずへん）』（1562年刊と推定<sup>12</sup>）である。同書の巻一「沿海山沙図（えんかいさんさず）」福七、福八には、福建省羅源県・寧徳県の沿海の島々が描かれ、それには、雞籠山、彭化山、釣魚嶼、化瓶山、黄毛山、橄欖山、赤嶼など、尖閣諸島に連なる島嶼が含まれている、というのである<sup>13</sup>。

しかし、同じ『籌海図編』でも、巻四の中の「福建沿海総図」には、尖閣諸島はおろか、台湾や基隆嶼、彭佳嶼すら描かれていない。『籌海図編』が編纂された時期、明は本土沿岸の防衛にも汲々とする有様で、その防衛力は澎湖島にさえ及んでいなかった。よって、「沿海山沙図」に尖閣諸島が描かれた意図は、これらの島嶼が、倭寇が襲来する際の進路にあたり、本土防衛上注意すべき区域であることを示すにとどまる、との指摘がなされている<sup>14</sup>。

### 2 「中国の台湾の付属島嶼」

#### (1) 明代

次に、尖閣諸島は「中国の台湾の付属島嶼」であろうか。

尖閣諸島が台湾の付属島嶼であるとの説は、『日本一鑑』（1556年）の中の、魚釣島についての記述、「小東（台湾を指すとされる。）之小嶼也」が根拠の一つとなっている。

しかし、当時の中国は、台湾を統治しておらず、統治の意思もなかった。例えば、明の正史である『明史』では、台湾は東蕃として「外国列伝」に入れられ、台湾北部の雞籠山も「外国列伝」に含められている<sup>15</sup>。仮に、尖閣諸島が台湾の付属島嶼であったとしても、台湾が中国の領土でなければ、同諸島が中国に属することの証明にはならない。これに加えて、『日本一鑑』が著された時代、台湾に統一的な政府が存在していなかったことを鑑みれば、「小東之小嶼也」は、魚釣島が、政治的にではなく、地理的に台湾に付属するとの意味であったと考えられる。

#### (2) 清代

台湾は、1684年に中国の領土に編入された<sup>16</sup>。このとき、尖閣諸島も台湾の付属島嶼と

<sup>10</sup> 外務省情報文化局 前掲書, p.33.

<sup>11</sup> 京大東洋史辞典編纂委員会編『新編東洋史辞典 第13版』東京創元社, 1999, p.921.

<sup>12</sup> 尾崎重義「尖閣諸島の国際法上の地位」『筑波法政』18号, 1995.3, p.220.

<sup>13</sup> ただし、「橄欖山」が何を指すのか不明であり、化瓶山が釣魚嶼より東にあるのはおかしい（尾崎重義「尖閣諸島の帰属について（中）」『レファレンス』261号, 1972.10, p.32.）。

<sup>14</sup> 芹田健太郎『日本の領土』中央公論新社, 2002, p.120.

<sup>15</sup> 尾崎 前掲注 12, p.224.

<sup>16</sup> 1683年、台湾を支配していた鄭政権が清朝に降伏し、1684年、清は台湾を福建省に付属せしめて台湾府を

して、清に組み込まれたのであろうか。

清朝政府が編集した『福建通志』（1684 年）、『重纂福建通志』（1838 年）を見ると、尖閣諸島が当時の福建省の行政範囲に含まれていなかったことは明らかなようである。いずれの通志においても、尖閣諸島に関する記述や地図上の描写は発見されない<sup>17</sup>。

また、中国編入以降の台湾府志でも、台湾府の北端は雞籠嶼とされ、花瓶嶼、棉花嶼、彭佳嶼すら、台湾の行政範囲には含まれていない。とすれば、これら 3 島よりも、台湾から遠方に位置する尖閣諸島が、清朝統治下の台湾省の範囲に含められていなかったことは当然である、とされる<sup>18</sup>。

### (3) 林子平の『三国通覧図説』

江戸時代の経世家、林子平が著した『三国通覧図説』（1786（天明 6）年）の付図「琉球三省并三十六島之図」は、色刷りの地図である。ここで、九州などが緑色、琉球王国領は薄茶色であるのに対し、尖閣諸島が中国と同じ桜色で塗られていることが、尖閣諸島が中国領であることを、日本人も認めていた証拠として挙げられることがある<sup>19</sup>。

しかし、この地図は、台湾が正式に中国に編入されて以降に作成されたにもかかわらず、台湾を中国とは異なる黄色に塗り、その大きさを沖縄本島の 3 分の 1 に描くなど、不正確な点も多い。そもそも『三国通覧図説』は、林子平が私人の立場で書いたもので、日本の政府の意思を反映したものではない。このような理由から、同書を尖閣諸島が中国領であることの法的証拠として採用することはできない、といわれる<sup>20</sup>。

## 3 琉球と中国との境界

### (1) 『冊封使録』

1372 年から 1879 年まで、琉球国と中国は、朝貢・冊封関係にあり、琉球と福州との間で、朝貢船、冊封船が往来していた。冊封使は帰国後、自らの見聞・体験等を通して、その航海の事情から一切の儀礼及び琉球国の国情等についても記録し、その使録とし、後世の封使等の指標に供するのを慣例とした<sup>21</sup>。

中国と琉球との境界線は、赤尾嶼と久米島との間にあるという主張の根拠として、冊封使録の記述がしばしば援用される。

例えば、久米島について、『使琉球録』（1534 年渡琉）では、「乃チ琉球ニ属スル者ナリ」、『中山伝信録』（1719 年渡琉）では、「琉球西南方界上鎮山<sup>22</sup>」と述べられている<sup>23</sup>。また、『重編使琉球録』（1561 年渡琉）には「赤嶼ハ琉球地方ヲ界スル山ナリ」、『使琉球雑録』（1683 年渡琉）には、赤尾嶼と久米島との間にある「郊」の意味について「中外ノ界ナリ」との説明もある<sup>24</sup>。

しかし、これらの記述から明確に読み取れるのは、久米島が琉球に属することのみであり、赤尾嶼の帰属については何ら述べられていない。尖閣諸島は、福州と那覇のほぼ中間

置いた。

<sup>17</sup> この点については、尾崎教授が詳細に検証している（尾崎 前掲注 12, pp.226-228.）。

<sup>18</sup> 同上。

<sup>19</sup> 井上清『「尖閣」列島：釣魚諸島の史的解明』現代評論社、1972, pp.42-49.

<sup>20</sup> 緑間栄『尖閣列島』ひるぎ社、1984, pp.59-62.

<sup>21</sup> 喜舎場一隆『尖閣諸島と冊封使録』『季刊沖縄』63 号、1972.12, p.58.

<sup>22</sup> 鎮山とは、神を鎮守してある島の意か（尾崎 前掲注 13, p.36.）。

<sup>23</sup> 井上 前掲書, pp.26-27, 40-41.

<sup>24</sup> 同上, pp.28, 35-36.

地点に位置し、航路目標として有用であったことなどから、冊封使は、尖閣諸島を中国の領土と意識して、久米島からは琉球領に属すると記述したのではなく、同諸島を航路の目標として記述したと解すべきであると反論される<sup>25</sup>。

また、『使琉球雜録』の「郊」や「中外の界」とは、冊封船の航路を横切って流れる黒潮の存在や当時の海上信仰を考えれば、国の内外の堺という意味ではなく、水域あるいは海流の内外の意に解した方が、より妥当であるとの指摘もある<sup>26</sup>。

## (2) 琉球 36 島

中国は、1879 年の琉球の帰属に関する日清交渉において、琉球国の版図、いわゆる琉球 36 島に尖閣諸島が含まれていないことを、日清双方が認めているという<sup>27</sup>。

琉球 36 島は、人居の地であることと、首里王庁への貢納義務を負っていることが条件であり、これらの条件を満たした島嶼のみが王府領と明記された<sup>28</sup>。確かに、このような条件を満たしていない尖閣諸島は、琉球 36 島に含まれていなかった。しかし、同諸島が、明・清代の福建省、あるいは台湾省の行政範囲にも含まれていなかったのは、先述の通りであって、琉球 36 島に含まれていないことが、直ちに尖閣諸島の中国への帰属を意味するものではない。

# III 日本への領土編入

日本は、「尖閣諸島は、1885 年以降政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行ない、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重確認の上、1895 年 1 月 14 日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行なって正式にわが国の領土に編入することとした<sup>29</sup>」。

他方、中国は、中日甲午戦争（日清戦争）を通じて、日本が尖閣諸島をかすめとり、さらに清朝政府に圧力をかけて、1895 年 4 月に馬関条約（下関条約）に調印させ、台湾とそのすべての付属島嶼及び澎湖列島を割譲させたと主張している<sup>30</sup>。

以下では、日本が行った閣議決定に基づく尖閣諸島の領土編入の有効性、尖閣諸島の領土編入と日清戦争・下関条約との関係を検討する。

## 1 領土編入の閣議決定

### (1) 領有意思

日本が尖閣諸島に対して領有の意思を持ち始めたのは、1879（明治 12）年の琉球処分頃と思われる。この年に発行された『大日本全図』、及び同年発行の英文の『大日本全図』で、尖閣諸島は琉球諸島に含められている。これら 2 つの地図は、いずれも私人が作成し、内務省の著作権免許を得て刊行された。

内務省地理局によって刊行されたものでは、1879（明治 12）年の『大日本府県管轄図』が、尖閣諸島を琉球諸島の中に含め、1881（明治 14）年の『大日本府県分割図』が、「沖

<sup>25</sup> 緑間 前掲書, p.53. 芹田 前掲書, pp.125-126.

<sup>26</sup> 喜舎場 前掲論文, pp.72-73.

<sup>27</sup> 外務省 前掲書, p.35.

<sup>28</sup> 芹田 前掲書, p.125.

<sup>29</sup> 外務省ホームページ「尖閣諸島の領有権についての基本的見解」

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html>> (last access 2007. 2.15)

<sup>30</sup> 外務省 前掲書, p.33.

縄県図」の中に、島の名は記さず、その形だけで、尖閣諸島を示している。内務省作成の地図において、尖閣諸島が日本の版図に含まれていることは、同諸島に対する日本の領有意思を示すものと言えよう<sup>31</sup>。

## (2) 国標設置に関する井上馨外務卿の見解

1885（明治 18）年、沖縄県令は、尖閣諸島の实地調査にあたり、国標建立について指揮を仰ぎたいとの上申書を山県有朋内務卿に提出した。内務卿は、これらの諸島が清国に属している証拠が見当たらず、沖縄県が所轄する宮古島や八重山島に接近した無人島嶼であるので、国標の建立は差し支えないとして、「無人島久米赤島他外二島ニ国標建立ノ件」を太政官会議に提出するための上申案をまとめた。続いて同年 10 月 9 日には、井上馨外務卿と協議し、その意見を求めた。10 月 21 日の外務卿の回答は次のような内容である。

これらの島嶼は、清国国境にも近い小島嶼である。また、清国はその島名もつけていて、清国の新聞に、我が政府が台湾付近の清国領の島嶼を占拠したなどの風説を掲載して、我が政府に猜疑を抱き、しきりに清国政府の注意を促す者もいる。ついで、「公然国標ヲ建設スル等ノ処置有之候テハ、清国ノ疑惑ヲ招キ候間、…（中略）…国標ヲ建テ開拓ニ着手スルハ、他日ノ機会ニ譲リ候方可然存候。」

この回答を受けた内務卿は、国標建設の件を太政官会議に上申するのを見送った。

上記の井上外務卿の見解は、尖閣諸島が清国に属することを認める趣旨であろうか。これについては、当時小国であった日本の、大国清に対する外交上の配慮<sup>32</sup>であり、朝鮮問題及び琉球処分という重大問題が介在する中、このような小さな問題で、今清国と事を構えるのは得策ではないという、外務省としては当然の発想であると指摘されている<sup>33</sup>。

## (3) 国標設置許可の閣議決定

1885（明治 18）年以降、古賀辰四郎氏が尖閣諸島に渡航し、鳥毛の採取や漁業に従事していたが、他にも、尖閣諸島に渡航し、漁業その他を行う者が現れるようになった。そこで沖縄県知事は、水産業の取締りのため、1890（明治 23）年 1 月 13 日に内務大臣宛に、無人島魚釣島ほか 2 島を八重山島役所の所轄にしてほしいとの伺いを出し、さらに 1893（明治 26）年 11 月 26 日にも、内務、外務両大臣宛に同様の上申をした。しかし、政府はいずれにも回答を示さなかった。また、1894（明治 27）年には、古賀氏が内務、農商務両大臣に尖閣諸島開拓の許可を願い出たが、認められなかった<sup>34</sup>。

1894（明治 27）年 8 月 1 日、日清戦争が開戦し、その年末には勝敗がほぼ決定していた。そのような情勢下にあった 12 月 27 日、野村靖内務大臣は、1885（明治 18）年当時とは事情が異なるとして、「久場島及び魚釣島へ所轄標杭建設の件」の閣議提出について、陸奥宗光外務大臣の意見を求めた。翌 1895（明治 28）年 1 月 11 日、外務大臣は、外務省としては別段異議がない旨回答した。

かくして本件は、1895（明治 28）年 1 月 14 日の閣議に提出され、沖縄県知事の上申通り、「久場島及び魚釣島」を同県所轄とし、標杭建設を許可する閣議決定がなされた<sup>35</sup>。

<sup>31</sup> 日本領土への編入以前であり、同諸島を日本の版図に含めていない地図も当然存在する。なお、この時期の地図について、尾崎教授が詳細な研究を行っている（尾崎 前掲注 13, pp.41-43.）。

<sup>32</sup> 芹田 前掲書, p.130.

<sup>33</sup> 尾崎 前掲注 13, p.45.

<sup>34</sup> 「琉球群島に於ける古賀氏の功績」那覇市総務部総務課、那覇市史編集委員会編『那覇市史：資料篇第二巻上』1966, p.245.

<sup>35</sup> 久場島及び魚釣島に加えて、これら 2 島と一体をなす北小島、南小島、飛瀬、沖の北岩、沖の南岩も、閣議決定により日本の領土に編入されたと見られる。しかし、大正島については、閣議決定により同時に編入され

1月21日には、内務、外務両大臣連名で、沖縄県知事に上申中の標杭建設を聞き届けるとの指令を出した。

## 2 下関条約との関係

1895年4月17日、日清両政府は「日清両国講和条約」（明治28年5月13日勅令。以下「下関条約」という。）に調印した。下関条約第2条は、「清国ハ左記ノ土地ノ主権並ニ該地方ニ在ル城堡、兵器製造所及官有物ヲ永遠日本国ニ割与ス」と規定し、「左記の土地」の一つに、「二 台湾全島及其ノ附属諸島嶼」を挙げている。

尖閣諸島は、ここでいう台湾の附属島嶼として日本に割譲されたものであろうか。尖閣諸島が台湾の附属諸島嶼に含まれるのならば、日本は、第二次世界大戦後の領土処理の過程で、尖閣諸島を放棄したことになる<sup>36</sup>。

### (1) 講和会議

講和条約締結に向けた談判中、清国は、日本からの台湾、澎湖諸島の割譲要求に対しては、強く反対の立場を主張していたが、尖閣諸島の地位については何ら問題にしなかった<sup>37</sup>。もし、清国が尖閣諸島を自国領と認識していたならば、台湾や澎湖諸島と同様、尖閣諸島の割譲についても異を唱えていたのではないだろうか。この点、中国側の主張を支持する立場には、敗戦国である清国に、けし粒のような小島の領有権を、いちいち日本と交渉して確定するゆとりはなかったのであろう、との見解もある<sup>38</sup>。しかし、これに対しては、国際法的な抗議は、戦争の勝敗とは無関係であり、戦争中でも、日清講和条約の交渉過程においても、また、その後でも、中国が同諸島を自国領土として認識していたならば、当然に抗議その他何らかの措置をとるべきであった、と反論される<sup>39</sup>。

### (2) 「台湾受け渡しに関する公文」

また、下関条約第5条に従い、1895年6月2日に「台湾受け渡しに関する公文」に署名する際、日本の水野弁理公使と清国の李経方全権委員との間で、台湾の附属諸島嶼の範囲について、次のようなやり取りがなされた。

李は、日本が後日、福建省付近に散在する島嶼を台湾附属島嶼と主張することを懸念し、台湾所属島嶼に含まれる島嶼の名を目録に挙げる必要はないかと尋ねた。水野は、島嶼名を列挙すれば、脱漏したものや、無名の島があった場合、日中いずれにも属さないことになり不都合である。台湾の所属島嶼は海図や地図などにおいて公認されており、台湾と福建との間には澎湖列島の「横はり」があることから、日本政府が福建省付近の島嶼を台湾所属島嶼と主張することは決してない、と応答し、李も肯諾した<sup>40</sup>。

これに関して、1895（明治28）年までに日本で発行された台湾に関する地図・海図の類は、例外なく台湾の範囲を彭佳嶼までとしていて、地図や海図で公認された台湾附属島嶼に尖閣諸島が含まれないことは、日清双方が認識していた。

---

たとする説（芹田 前掲書, pp.134-135.）と、国有地に指定され、国有地台帳に記載された大正10（1921）年7月25日とする説（尾崎 前掲注13, p.48-49.）がある。

<sup>36</sup> 中国は、尖閣諸島が下関条約に基づいて日本に割譲されたとは、必ずしも捉えていないようにも思われる。1971年12月30日の北京放送では、「甲午戦争で清朝政府の敗北が確定的になったときに、これらの島嶼をかすめとった。つづいて、…『馬関条約』を締結させ、『台湾とそのすべての附属島嶼』及び澎湖列島を日本に割譲させた」と主張している（外務省情報文化局 前掲書, p.35.）。

<sup>37</sup> 緑間 前掲書, pp.72-73.

<sup>38</sup> 井上 前掲書, p.135.

<sup>39</sup> 尾崎重義「尖閣諸島の帰属について（下の二）」『レファレンス』263号, 1972.12, p.169.

<sup>40</sup> 伊能嘉矩『台湾文化志 下』刀江書院, 昭和3(1928), pp.936-937.



以上のことから、尖閣諸島は、下関条約第2条に基づき接受された「台湾及其ノ附属諸島嶼」には、含まれていなかったと考えられる。

### 3 編入以降の実効的支配

ある地域の帰属決定に際して、国際法上、領域主権の継続的かつ平穏な行使が重視されることは、第I章で述べた通りである。1895（明治28）年の領土編入以降、第二次世界大戦の終了まで、日本はいかに尖閣諸島を支配していたのであろうか。

1896（明治29）年に沖縄に郡制が施行されると、魚釣島と久場島は、まもなく八重山郡に編入され、南小島、北小島と共に国有地に指定された後、地番が設定された<sup>41</sup>。同年9月、政府は、魚釣島、黄尾嶼、南小島、北小島を30年間無料で古賀辰四郎氏に貸与することとし、無料貸与期間終了後は、1年契約の有料貸与に改めた。1932（昭和7）年には、同諸島を古賀善次氏（古賀辰四郎氏の子息）に払い下げて、4島は同氏の私有地となった。古賀氏は、同諸島でアホウ鳥の羽毛の採取、グァノ（海鳥糞）の採掘、その他水産加工等に従事して、4島の払下げ以後は、毎年地租を収納した。古賀氏による同諸島の経営は、太平洋戦争直前まで続いた<sup>42</sup>。

また、国の各機関や沖縄県がたびたび尖閣諸島の实地測量を行い、その成果は地図や海図に反映された。さらに、資源調査、地形調査、気象測候所設立のための下調査といった、各種調査を実施した。沖縄県の統計書や県勢要覧といった官庁文書には、同諸島に関する記述が見られるようになった<sup>43</sup>。

以上のように、尖閣諸島に対する日本の統治権は、領土編入以降太平洋戦争終了まで、一貫して及んでいた。その間、日本の主権行使について、どこの国からも一度たりとも抗議はなかった<sup>44</sup>。

## IV 第二次世界大戦後の地位

### 1 戦後の領土処理

第二次世界大戦中の1943（昭和18）年、英・米・華の3主要連合国は、「同盟国の目的は…満州、台湾及び澎湖島のような日本国が清国人から盗取したすべての地域を中華民国に返還することにある」との内容を含むカイロ宣言を発表した。日本も、1945（昭和20）年8月15日、ポツダム宣言を受諾し、9月2日降伏文書に署名したことにより、カイロ宣言の方針を承認するところとなった。

以上の方針を受けて、1951年の日本国との平和条約（昭和27年条約第5号。以下「対日平和条約」という。）には、終戦以前の日本の領土のうち、日本が放棄する地域と、日本に残される地域とが具体的に規定された。本稿に関連するところでは、第2条で、日本が台湾及び澎湖諸島を放棄すること、第3条で、北緯29度以南の南西諸島等については、日本に主権が残されること、米国が国連に信託統治を提案するまでの間、米国が同地域及びその住民に対して、三権を行使できることなどが定められた。

<sup>41</sup> 大正島は、1921年7月25日に国有地に指定され、国有地台帳に記載された（尾崎 前掲注13, pp.48-49.）。

<sup>42</sup> 尾崎 前掲注13, pp.50-51.

<sup>43</sup> 同上, pp.51-52.

<sup>44</sup> 緑間 前掲書, p.109.

## 2 関係国の態度

対日平和条約において、尖閣諸島は、日本が放棄した地域と日本に主権が残され地域の、どちらに含められていたのであろうか。第二次世界大戦終了後の関係国の対応から考察する。

### (1) 米国軍政府の立法措置

戦後、米国は、沖縄の占領を展開するに際し、旧沖縄県の範囲をそのまま引き継いでいる。例えば、1946年1月29日連合国最高司令官総司令部の「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」に対して、外務省が非公式にGHQに提出した「南西諸島観」の南西諸島一覧表には、赤尾嶼、黄尾嶼、北島、南島、魚釣島の島名を挙げて、尖閣諸島を沖縄県に含めていた<sup>45</sup>。また、「群島政府組織法（米国軍政府布令第22号）」、琉球政府樹立の根拠法である「琉球政府章典（米国民政府布令第68号）」、奄美諸島の返還に伴い、米国統治下の琉球列島の地理的境界を再指定する「琉球列島の地理的境界（米国民政府布告第27号）」は、琉球列島米国民政府、琉球政府等の管轄区域を緯度、経度で示しており、尖閣諸島をその区域内に含めていた<sup>46</sup>。このように、米国は沖縄統治期間中、尖閣諸島を一貫して沖縄の一部として扱った。

1972年の「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（昭和47年条約第2号。以下「沖縄返還協定」という。）においても、それは同様である。同協定の合意された議事録は、「同協定によって日本に返還される領域とは、対日平和条約第3条に基づき米国施政下にある領土であって、米国民政府布告第27号に指定される地域である」として、尖閣諸島を日本への返還領域に含めていた。

### (2) 占領下の日本の実効支配

日本は、米国施政権下においても、琉球列島米国民政府あるいは琉球政府の行為という形で、以下のような実効的な支配を継続した。

【諸島の使用と徴税】 1951（昭和26）年、久場島と大正島に米海軍の爆撃演習海域が設定され、久場島は特別演習地域に指定された。大正島は1956（昭和31）年4月に演習地域に指定されたが、久場島は、古賀善次氏の私有地であったことから、米国民政府は、1958（昭和33）年7月、琉球政府を代理人として、同氏との間に基本賃貸借契約を結び、賃借料を支払った。琉球政府は、これ以前から、古賀氏の所有する魚釣島他4島について固定資産税を徴収しており、新たに、久場島の賃借料から得られる収入についても、源泉徴収を行った<sup>47</sup>。

【学術調査】 1950（昭和25）年から1971（昭和46）年までの間に、尖閣諸島において、地質、資源、生物相に関する学術調査が計10回行われた<sup>48</sup>。

【不法入域の取締り】 1968（昭和43）年、琉球政府法務局出入管理庁係官は、数十名の台湾人が南小島に上陸し、座礁した船舶の解体作業に従事していたのを発見した。係官は、これらの労務者が入域許可証等を持っていなかったため、退去を命令し、入域を希望する場合は、その許可証を取得するよう指導した。労務者は、いったん南小島から退去し、

<sup>45</sup> 「(イ) 関係法令」『季刊沖縄』56号、1971.3, pp.107-108.

<sup>46</sup> 同上, p.108-111.

<sup>47</sup> 緑間 前掲書, pp.115-116.

<sup>48</sup> 同上, p.117-118.

琉球列島高等弁務官の許可を得たのち、再び同島に上陸した<sup>49</sup>。

【領域表示板、標柱の建立】 1970（昭和 45）年、琉球政府は、魚釣島、北小島、南小島、久場島及び大正島の 5 島に、琉球列島以外の居住者が高等弁務官の許可なくこれらの島嶼に入域することを禁じる領域表示板を建立した。また、これとは別に、1969（昭和 44）年、石垣市が上記 5 島に地籍表示のための標柱を建立した<sup>50</sup>。

### (3) 中国の対応

中国は、ポツダム宣言が規定する台湾及び澎湖島の中国への返還を実現すべく、1945 年 8 月 29 日に台湾省行政長官兼警備総司令を任命し、9 月 20 日には台湾省行政長官公署組織条例を公布した。そして 10 月 25 日に「受降典礼」なる正式の接收手続きを行って、台湾及び澎湖島を正式に自国領として回復した、とする<sup>51</sup>。

しかし、中国は尖閣諸島について、1945 年以降 1970 年まで、全く領有主張もせず、何ら有効な抗議もしてこなかった<sup>52</sup>。このことは、中国に返還された台湾及び澎湖島に、尖閣諸島が含まれていないことを、中国自身も認めていたことをうかがわせる。

よって、尖閣諸島は、対日平和条約第 3 条にいう日本に主権が残される地域に含まれ、沖縄返還協定に基づいて、米国から日本に返還されたと言える。

## おわりに

以上、尖閣諸島の領有権をめぐる主要な論点を整理した。この他、尖閣諸島の島名は中国語であり、それは同諸島が歴史的に中国領であったことの証拠である、という主張の妥当性などの論点があるが、領域の帰属を国際法的に判断する際の決定的要素とはみなされていないため、本稿では取り上げなかった<sup>53</sup>。また、西太后が魚釣島を下賜した勅書という、信憑性が疑問視される資料など、紙面の制約上、言及に至らなかった問題もある。

尖閣諸島をめぐる最近の動きとしては、まず、1992 年の中国のいわゆる「領海法<sup>54</sup>」制定が挙げられよう。同法第 2 条は、尖閣諸島を中国の領土と明記した。2004 年 3 月には、中国人の活動家が尖閣諸島に不法上陸し、日本の警察に逮捕され、強制送還されるという事件が発生した。また、2005 年 2 月、魚釣島の灯台を民間の所有者が放棄したため、日本政府がこれを国有化すると、中国政府は「違法で無効」とコメントした。さらに、近年、尖閣諸島近海の、両国の境界が未画定である区域で、中国がガス田開発を進めていることが、日中間の懸案となっている。

決定的期日以降の国家行為は、領域帰属の判断に影響を与えない以上<sup>55</sup>、現実には尖閣諸島を支配している日本としては、法的には、今後とも実効支配を維持し、中国に対して日本の正当な権利を主張することになるであろう。

<sup>49</sup> 外務省 前掲書, p.7.

<sup>50</sup> 同上。

<sup>51</sup> 入江啓四郎『日本講和條約の研究』板垣書店, 1951, pp.61-64.

<sup>52</sup> 芹田 前掲書, p.115.

<sup>53</sup> 尾崎 前掲注 12, pp.208-220.

<sup>54</sup> 「領海及び接続区域法（中華人民共和国主席令第 55 号）」中国総合研究所・編集委員会編『現行中華人民共和国六法 1』ぎょうせい, pp.124-126.

<sup>55</sup> 日本政府は、尖閣諸島の領有権問題の存在を認めていないが、あえて決定的期日を認定するならば、中国が領有権の主張を始めた 1971 年とするのが妥当であろう。